

昭和大学学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを目的とし、これによって高い教養と健全な良識と優秀な技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を養成することを使命とする。

(教育研究の目的)

第2条 本学は、建学の精神である「至誠一貫」に則り、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部がそれぞれの専門性を基盤としつつ綿密に連携した医系総合大学の特長を活かし、高い倫理性と教養、豊かな知識と優れた技能を兼ね備えた医療人を育成するとともに、多職種連携を促進し、日々発展する生命科学と先進的な医療を探究することにより、人類の健康と福祉に貢献することを教育研究の目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するために、教育研究等の活動状況等について自主的に自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制、実施方法、項目、結果の活用等については別に定める。

(組 織)

第4条 本学に医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部及び大学院を置く。大学院については、大学院学則による。

2 本学に助産学専攻科を置く。助産学専攻科については、助産学専攻科規程による。

(収容定員)

第5条 各学部 zu 置く学科及びその収容定員は、次の通りとする。

医学部医学科	入学定員	120 名	収容定員	720 名
歯学部歯学科	入学定員	105 名	収容定員	630 名
薬学部薬学科	入学定員	200 名	収容定員	1,200 名
保健医療学部看護学科	入学定員	95 名	収容定員	400 名
	3 年次編入学定員	10 名		
保健医療学部理学療法学学科	入学定員	30 名	収容定員	120 名
保健医療学部作業療法学学科	入学定員	30 名	収容定員	120 名

(修業年限)

第6条 医学部、歯学部、薬学部の修業年限は、6 年とする。

2 保健医療学部の修業年限は、4 年とする。

(教 育 部)

第7条 本学に、第1 学年次の各授業科目の教育を行うため、富士吉田教育部（以下「教育部」という。）を置く。

2 教育部に関する規程は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、学長が教育上必要と認めるときは、変更することがある。

(学 期)

第9条 学期は、次の通り 2 期に分ける。ただし、学長が教育上必要と認めたときは、変更することがある。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第10条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11 月 15 日

(4) 春季休業日 4 月 1 日から 4 月 10 日まで

(5) 夏季休業日 7 月 21 日から 9 月 10 日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

ただし、学長が必要と認めたときは、第3号から第6号の規定にかかわらず必要に応じて変更することがある。

第3章 教育課程

第1節 授業科目及び履修方法等

(授業科目及び授業時間数、単位数)

第11条 授業科目及び授業時間数並びに単位数については、別表(1)に定める。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第13条 履修方法及び修得すべき単位数並びに授業時間数については、第11条(別表1)に定めるところによる。

2 履修に関する規定は、履修要項に定めるところによる。

(試験の種類及び受験資格等)

第14条 試験を分けて、学期試験、学年試験及び卒業試験とする。

2 前項試験については、別に定める方法で試験を行うものとする。

3 その他受験資格等に関しては、履修要項に定めるところによる。

(授業科目の認定)

第15条 履修授業科目の単位及び合格、不合格の認定は、別に定める試験及びその他の方法により行うものとする。

2 試験以外に行う認定方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第16条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(本学他学部での履修認定)

第17条 教育上有益であると認めるときには、その所属学生に対し、所定の授業科目のほか、本学他学部に配置された授業科目を指定し、これを履修させることができる。

2 前項による単位の認定に関する手続き、その他必要な事項については、別に定める。

(他大学等での履修認定)

第18条 教育上有益であると認めるときには、国内外の他の大学、病院又は本学が認める関連施設において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

2 前項による単位の認定に関する手続き、その他必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学含む。)において修得した単位を、前条と合わせて60単位(編入学、転学等の場合を除く)を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

2 前項による単位の認定に関する手続き、その他必要な事項については、別に定める。

(成績評価)

第20条 学業成績の評価は、優、良、可、不可の4種類及び合、否の2種類とし、優、良、可及び合を合格、不可及及び否を不合格とする。

第2節 進級、卒業、学士の学位授与

(進級)

第21条 進級に関する規定は、履修要項に定めるところによる。

(卒業)

第22条 第11条に定める所定の単位数を修得した者、又は当該学部において規定する講義時間数を満たした者で卒業試験に合格した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学士の学位授与)

第23条 学長は、卒業した者に対し、下記区分に従い学士の学位を授与する。

医学部	学士（医学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（薬学）
保健医療学部	学士（看護学）
保健医療学部	学士（理学療法学）
保健医療学部	学士（作業療法学）

第4章 入学、退学、休学及び転入学等

（入 学）

第24条 入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）

第25条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると本学が認めた者

（編 入 学）

第26条 編入学を希望する者は、本学が別に定める入学資格基準の規定に適合した者及びそれと同等以上の学力ありと認められる者に、選考の上、入学を許可する。

（入学の出願）

第27条 入学志願者は、本学所定の入学願書に必要事項を記入の上、調査書、若しくは成績証明書及び卒業（見込）証明書（大学入学資格検定合格者は合格成績証明書）に入学検定料を添えて願出するものとする。

2 入学検定料については、別表(2)に定める。

（入学者選考）

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

（入学手続・入学許可）

第29条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、本学所定の方式によって宣誓し、在学保証書に入学金を添え本学に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保 証 人）

第30条 保証人は、本人在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。

（保証人の変更）

第31条 保証人が死亡したときは、すみやかに他に保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

（在学年限）

第32条 各学部の卒業までの在学年限は、第6条第1項・第2項に規定している修業年限の2倍を超えることはできない。また、編入学、転入学、再入学の場合は、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。

（転入学、転部入学、転科）

第33条 他大学の学生で当該大学長の承認を得た者が、本学に転入学を願出た者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長は教授会に諮りこれを許可することができる。

2 本学の医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の第1学年の学生で相互の学部へ転部を希望する者があるときは、選考の上、学年始めに限り、第2学年に転部入学を許可することがある。

3 本学の保健医療学部の第1学年の学生で保健医療学部内の相互の学科へ転科を希望する者があるときは、選考の上、学年始めに限り、転科を許可することがある。

（休 学）

第34条 疫病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上学修できない場合には、保証人と連署の上、休学願を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して医学部、歯学部、薬学部は6年、保健医療学部は4年を超えることができない。

4 休学期間は、第 32 条の在学期間には算入しない。

(復 学)

第 35 条 休学期間中にその事由が終わったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(休学命令)

第 36 条 特別に事由があると認めた者には、休学を命ずることがある。

(退 学)

第 37 条 退学又は他の学校へ転入学、若しくは入学しようとする者は、事由を具し、当該学部（但し、第 1 学年においては教育部及び当該学部）の教授会（以下「当該教授会」という。）の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再 入 学)

第 38 条 退学した者が再び入学を願い出たときは、当該教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 再入学は欠員のある場合に限り許可し、許可された者は相当学年次に再入学することができる。

(除 籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 正当な事由がなく学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 第 32 条に規定している当該学部の在学年限を超えた者

(3) 死亡又は 1 年以上行方がわからない者

(復 籍)

第 40 条 前条第 1 号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取り扱い規程」により復籍を許可することがある。

第 5 章 授業料、入学金その他の学費

(学 費)

第 41 条 入学金、授業料その他の学費の額及び納入の方法は、別表(3)に定める。

2 授業料その他の学費の納付を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍する。

3 経済的事由により学費を納入期限までに納入することが困難な場合は、別に定めるところにより延納・分納を許可することができる。

(実験実習費等)

第 42 条 授業の他、学生の実験及び実習に要する経費は、別に徴収することができる。

(学費の返還)

第 43 条 一旦納入した授業料等すべての学費は返還しない。

(学費の免除)

第 44 条 授業料等すべての学費は、休学又は停学期間中でも減免しない。ただし、退学又は除籍されたときは減免することができる。

2 激甚災害等により経済的に修学が困難となった場合、別に定めるところにより学費の減免をすることができる。

第 6 章 聴講生、委託生、外国人学生、学部留学生及び科目等履修生

(聴講生、委託生)

第 45 条 公の機関等からその所属職員（研究者・技術者）の資質の向上を図るため研究、若しくは研修について、聴講、委託の願い出があるときは、授業、研究及び設備等に差し支えない限り、選考の上、聴講生、委託生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第 46 条 外国人で文部科学省の選定又は駐日外国公館の推薦等により本学に入学を志願する者は、学修に差し支えない限り選考の上、外国人特別学生として若干名入学を許可することがある。なお、外国人特別学生として入学を許可された者は、定員外とする。

2 外国人学生は、特に定める場合を除いては、この学則を準用する。

(学部留学生)

第 47 条 学部に学部留学生制度を置く。

2 学部留学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 48 条 授業科目中の 1 科目又は数科目につき履修を希望する者があるときは、第 45 条の規定に準じてこれを許可することができる。

第7章 大学院

(大学院)

第49条 大学院に関する規定は、別に定める。

第8章 研究生

(研究生)

第50条 研究生に関する規定は、別に定める。

第9章 職員組織

(職員組織)

第51条 本学に教育及び研究を行うため、学長、学部長、教育部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 前項に掲げる職員の定数は、別に定める。ただし、定員外として兼任の教育職員を置くことができる。

第10章 教授会

(学部長会)

第52条 本学に本学の重要事項を審議するための学部長会を置く。

2 学部長会の構成及び審議事項は、別に定める。

(教授会)

第53条 医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部及び教育部の重要事項を審議するため、各学部並びに教育部に教授会を置く。

2 各学部の教授会は医学部が講座担当教授、歯学部、薬学部、保健医療学部が当該学部教授、教育部教授会は学長及び教育部教授をもって構成する。

ただし、必要がある場合には、准教授、その他の職員を出席させることができる。

3 教授会は、下記の事項について審議する。

- (1) 教育職員を選出し、理事会に推薦する事項
- (2) 学長諮問事項の答申に関する事項
- (3) 学生の入学、進級、卒業、休学、退学、賞罰に関する事項
- (4) 教科の種目編成及び教育方法等に関する事項
- (5) 教育研究の計画及び設備に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 諸事項に関する規程の制定及び改廃
- (8) その他、各学部長及び教育部長が必要と認めた事項

4 その他、教授会に関する規程は、別に定める。

第11章 附属施設

(図書館)

第54条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附属病院)

第55条 本学医学部、歯学部附属病院を置く。

2 附属病院に関する規程は、別に定める。

(医学部附属看護専門学校)

第56条 本学医学部に附属看護専門学校を置く。

2 附属看護専門学校に関する規程は、別に定める。

(薬用植物園)

第57条 本学薬学部薬用植物園（以下「薬草園」という。）を置く。

2 薬草園に関する規程は、別に定める。

(自然教育園)

第58条 本学に自然教育園を置く。

2 自然教育園に関する規程は、別に定める。

(附置施設等)

第 59 条 本学に附置施設（研究所、センター、共同施設を総称）を置く。

2 附置施設に関する規程は、別に定める。

(教育施設の供用)

第 60 条 本学の教育に係る施設は、本学の教育に支障がないと認められるときには、他の大学等の利用に供することができる。

2 教育施設の供用に関する規程は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 61 条 本学における教育研究を広く社会に開放し、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第 13 章 厚生補導

(厚生補導)

第 62 条 本学における学生の厚生補導の充実を図るため、学生の助言、指導機関として学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(保健管理センター)

第 63 条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規程は、別に定める。

(キャリア支援室)

第 64 条 本学の学生等の進路相談、就職支援及びキャリア教育の支援等のために、キャリア支援室を置く。

2 キャリア支援室に関する規程は、別に定める。

第 14 章 賞 罰

(表 彰)

第 65 条 品行方正、学力優秀な者又は学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第 66 条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し又は性行不良その他学生としての本分にもとる行為のあった者に対しては、当該教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により譴責、謹慎、停学及び退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する場合、当該教授会の議を経て、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

附 則

1. この学則施行に必要な諸規程は、別に定める。

2. この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

3. この改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

4. この改正学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

5. この改正学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

6. この改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

7. この改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

8. この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

9. この改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

10. この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成元年度以前の入学生の学費及び修得すべき授業科目、時間数並びに単位数は、なお従前の例による。

11. この改正学則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

12. この改正学則は、平成2年9月1日から施行する。
13. この改正学則は、平成3年9月1日から施行する。
14. この改正学則は、平成4年1月1日から施行する。
15. この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
ただし、医学部及び歯学部の実験実習費については、第2学年より適用する。
(2) 平成4年度以前の入学生の学費については、なお、従前の例による
(3) 薬学部第1学年授業科目及び単位数については、平成5年度入学生より適用し、同第2、3、4学年については、平成4年度入学生より適用する。
16. この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、医学部、歯学部、薬学部の実験実習費については、第2学年より適用する。
(2) 平成7年度以前の入学生の学費については、なお、従前の例による。
17. この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
18. この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
(2) 平成9年度以前の入学生の学費については、なお、従前の例による。
19. この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
(2) 平成10年度以前の入学生の学費については、なお、従前の例による。
20. この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
21. この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
(2) 平成15年度以前の入学生の学費については、なお、従前の例による。
22. この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
(2) 平成17年度以前の入学生には、従前の学則を適用する。
(3) 平成17年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。
23. この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
(2) 平成18年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。
24. この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
(2) 平成19年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。
25. この改正学則は、平成21年7月1日から施行する。
26. この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
27. この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
28. この改正学則は、平成23年11月8日から施行する。
29. この改正学則は、平成23年12月13日から施行する。
30. この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
31. この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
32. この学則の改廃は、各教授会の議を経て理事会の承認を要するものとする。

別表（１）履修要項

医 学 部 履 修 要 項	別表（１）
歯 学 部 履 修 要 項	別表（１）
薬 学 部 履 修 要 項	別表（１）
保健医療学部履修要項	別表（１）

別表（２）入学検定料

区 分	医学部	歯学部	薬学部	保健医療学部	備 考
入学検定料	60,000	50,000	35,000	35,000	第 27 条第 2 項

別表（３）入学金、授業料、その他の学費

区 分	医学部	歯学部	薬学部	保健医療学部	備 考
（初年次） 入 学 金	1,500,000	1,500,000	600,000	500,000	第 41 条第 1 項
授 業 料	3,000,000	3,000,000	1,400,000	1,050,000	
教 育 施 設 充 実 費	0	0	0	0	
初年次合計	4,500,000	4,500,000	2,000,000	1,550,000	
（2年次以降） 授 業 料	3,000,000	3,000,000	1,400,000	1,050,000	
教育施設 充実費	500,000	1,000,000	500,000	看護学科 580,000 理学・作業学科 750,000	
2年次以降の 合計	17,500,000	20,000,000	9,500,000	看護学科 4,890,000 理学・作業学科 5,400,000	
卒業までの 総計	22,000,000	24,500,000	11,500,000	看護学科 6,440,000 理学・作業学科 6,950,000	